

# 官公庁施設における受動喫煙対策実施状況

## 1 県施設における受動喫煙対策実施状況（令和5年度調査）

### (1) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策

#### 原則敷地内禁煙とされた行政機関、学校、病院等(第一種施設)

部局名	総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他 <sup>※</sup>		
		施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
県庁	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
県庁以外	知事部局	121	67	55.4%	54	44.6%	0	0.0%
	企業局	13	6	46.2%	7	53.8%	0	0.0%
	病院局	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	教育委員会	165	164	99.4%	1	0.6%	0	0.0%
	公安委員会	51	14	27.5%	37	72.5%	0	0.0%
合計	357	258	72.3%	99	27.7%	0	0.0%	

#### 原則屋内禁煙とされた研究所、議会棟、その他公園等の県有施設等(第二種施設)

部局名	総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他 <sup>※</sup>		
		施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
県庁以外	知事部局	115	29	25.2%	52	45.2%	34	29.6%
	企業局	35	12	34.3%	22	62.9%	1	2.9%
	教育委員会	15	6	40.0%	9	60.0%	0	0.0%
	議会事務局	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
合計	166	47	28.3%	83	50.0%	36	21.7%	

(注) ※その他には、基準を満たす喫煙室を設置している場合や敷地内に建物がない場合を計上している。

- 1 同一機関が支所等により、複数の場所で個別に施設を管理している場合は、それぞれの状況について計上している。
- 2 複数の機関が同一の建物に入っている場合（合同庁舎等）は、その土地・建物の管理を所掌する機関の回答を施設の状況として計上している。
- 3 民間施設等の一部に県施設がある場合は、県が管理する区域のみを敷地内として計上している。

### (2) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づく受動喫煙対策実施状況

#### 千葉市内の行政機関の庁舎

部局名	総施設数	敷地内禁煙	
		施設数	割合
県庁	1	1	100.0%
県庁以外	知事部局	22	100.0%
	企業局	4	100.0%
	公安委員会	12	100.0%
合計	39	39	100.0%

## 2 市町村施設における受動喫煙対策実施状況（令和5年度調査）

施設種別の受動喫煙対策実施状況（全54市町村）

施設種別	総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他 <sup>※</sup>	
		施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
市町村庁舎	370	271	73.2%	99	26.8%	0	0.0%
保健センター	104	92	88.5%	12	11.5%	0	0.0%
学校	1,179	1,170	99.2%	9	0.8%	0	0.0%
保育所・児童館	815	815	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
図書館	129	113	87.6%	16	12.4%	0	0.0%
体育館	149	97	65.1%	52	34.9%	0	0.0%
公民館	304	227	74.7%	76	25.0%	1	0.3%
その他(建物あり)	2,983	1,835	61.5%	1,134	38.0%	14	0.5%
その他(建物なし)	6,600	3,367	51.0%	0	0.0%	3,233	49.0%
合計	12,633	7,987	63.2%	1,398	11.1%	3,248	25.7%

（注） ※その他には、基準を満たす喫煙室を設置している場合や敷地内に建物がない場合を計上している。

- 敷地内禁煙施設割合（％）＝（敷地内禁煙施設数/総施設数）×100
- 同一機関が支所等により複数の場所に分かれている場合は、それぞれの状況について計上している。
- 民間施設等の一部に市町村施設がある場合は、市町村が管理する区域を敷地内として計上している。
- 公園等の屋外施設であって敷地内に建物（レストラン・売店・体育館等。ただし簡易な休憩所やトイレ等は除く。）がある施設について、これらの建物の対策を当該施設の対策として計上している。なお、同一敷地内に対策が異なる複数の建物がある場合は、最も対策が遅れている建物の状況を当該施設の対策として計上している。